

東京医療保健大学 ティーチング・ポートフォリオに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東京医療保健大学教員評価規程（以下、評価規程という）第5条第2項の規定に基づき、本学における教育の質保証及び教員の資質向上を目的として、教員評価データ入力(記述)の要領を定める。

(定義)

第2条 前条の教員評価データは、本学の教員が自らの教育活動、教育理念、教育目標、授業設計、授業方法、学生の学修成果、教育改善への取り組み、自己省察等を記録した教育業績ファイルを指す。

2. 前項の教員評価データの名称は、「ティーチング・ポートフォリオ（以下、TPという）」とする。
3. TPは、教員個人の教育活動の振り返り、改善、向上を促すとともに、大学全体の教育の質保証に資する資料として活用される。

(TPの構成要素)

第3条 TPには、以下の要素を含むことを原則とする。

- (1) 教育理念と目標：自身の教育に対する基本的な考え方、目指す教育目標。
- (2) 担当科目概要：担当科目の概要（シラバスを含む）、科目の位置づけ、学生への期待。
- (3) 授業設計と方法：授業計画、授業で使用する教材、授業方法（アクティブラーニング、ICT活用等を含む）、評価方法。
- (4) 授業の振り返りと改善：授業実施後の自己評価、学生からのフィードバック（授業評価アンケート等）、それらに基づく改善計画、改善策の実施状況。
- (5) 学生の学修成果：学生の学習成果を示す資料（レポート、試験結果、作品等）、学生の成長事例。
- (6) FD活動への参加：FD研修会への参加記録、FD活動への貢献内容。
- (7) その他：教育活動に関連する特筆すべき事項（教材開発、教育研究発表、受賞等）。

(TPの作成・提出)

第4条 本学全学部の授業担当教員（専任教員を原則とする）は、毎年度、TPを作成し、指定された期日と方法によりアップロードし、所属長（学科長等）と総務人事部に報告するものとする。

2. TPの作成フォーマットは、別紙様式を参考とし、作成者は、別に定める方法で作成・提出する。

(TPの活用)

第5条 TPは、評価規程第3条の定めるところにより、以下の目的で活用される。

- (1) 自己改善：教員自身がTPを作成・見直すことで、自身の教育活動を振り返り、改善点を発見し、教育の質向上に繋げる。

- (2) FD活動への活用：TPの内容をFD研修会等で共有し、教育方法の改善や新たな教育手法の導入に役立てる。
- (3) 教員評価への活用：評価規程第6条に基づく措置に活用する。
- (4) 内部質保証への活用：TPの内容を分析し、教育プログラムの改善や教育体制の見直しに役立てる。
- (5) 外部評価への活用：認証評価、自己評価点検、私立大学改革総合支援事業などの補助金申請資料、情報公表、教学マネジメントなどに使用する。

(TPの管理・保管)

第7条 電子データで提出されたTPは、評価規程第7条で定めるところにより、所定の場所に保管し、適切なアクセス制限を設ける。

(著作権)

第8条 TPの著作権は、作成者である教員に帰属する。ただし、大学は教育改善、FD活動、教員評価、内部質保証、外部評価等の目的で、当該教員の個別の承諾を得ることなく、TPの内容を利用することができる。

(見直し)

第9条 本要綱は、社会状況の変化や大学の状況に応じて、必要に応じて見直すものとする。

附 則

1. この要綱は、2025年5月7日から施行する。
2. 2015年4月1日付「教員評価データ入力(記述)要領」については、廃止する。